

## 第三者評価結果

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨を捉え、保育所の理念、目標、方針に基づき作成しています。また0歳児は養護と発達の3視点、1歳児からは養護と教育の視点を踏まえ発達過程を考慮した計画を作成しています。そのほか、小学校や地域との連携、長時間保育、食育など家庭との連携などについて、計画づくりを行っています。</p> <p>「全体的な計画」の評価・検討は毎年1月から開始し、3月末までに、クラス会議、リーダー会議、職員会議と順次検討を重ね、作成しています。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>窓は大きく、廊下側にも設置され、室内は明るく開放的です。寝具はリースを用い定期的に交換し、午睡用ベッドも定期的に消毒をしています。玩具は消毒液や日光にあてるなどの方法で衛生管理に努めています。</p> <p>玩具は子どもにとって取り出しやすいこと、分かりやすいこと、片付けも楽しむことができることなどに留意し、配置しています。また安全面に配慮しながらもガードし過ぎることがない様に工夫しています。玩具はプラスチック、木、布など様々な素材を用いたものを用意しています。</p> <p>全てのクラスにはクッションを置いたソファを配置し、子どもが他児から遮られ、心身を休められる空間を確保しています。食事時はテーブルにテーブルクロスを掛け、清潔で心地よい食事ができるように配慮しています。トイレは窓がありませんが、扇風機を使用し、換気口への空気の流れをつくり換気を工夫しています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園前の見学段階から保護者との信頼関係の構築に努め、入所面接は保護者と1対1で行います。面接では保護者の不安を受け止めながら、子どもや家庭の状況を聞き取り、子どもの発達や家庭環境の理解につなげています。子どもが安心して保育園で過ごせる様に、入園前には体験入園を行い、慣らし保育も十分に時間をかけています。</p> <p>0、1、2歳児は「担当制保育」を行い、1対1で同じ保育者が、同じ手順と方法で食事・排泄・睡眠・着脱の世話をし、優しく語りかけながら関わる中で、大人への安心感や信頼感を育みます。</p> <p>子ども一人ひとりに丁寧に関わり、子どもの人権を保障した言葉かけや態度で接するように努めています。危険が迫る場面を除き、行動をむやみに制止せず、望ましい行動を促す穏やかな声掛けをします。また誘導する際は遠くからではなく、体にそっと触れながら分かりやすい言葉で行うことなどを心掛けています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>0、1、2歳児は1対1で関わる担当保育者への安心感や信頼感の中で、食事・排泄・睡眠・着脱などの生活習慣を身に着けることに重点を置き、行事など普段の生活とかけ離れた活動を減らしています。0歳児は生理的欲求を満たし、安心してすごせるように、1歳児は「自分でしようとする気持ち」が芽生えるように、2歳児からはその気持ちを更に育むように、担当保育者は子どもの喜びや達成感に共感し、意欲や自信につながる働きかけを心掛けています。</p> <p>子どもの年齢や状態に応じて活動と休息のバランスにも留意しています。5歳児は就学に備え秋から午睡を減らし休息のみに移行しますが、朝が早い子どもや休みたい子どもは午睡をとるなど、個々に応じた保育を行います。</p> <p>「給食だより」では3食を決まった時間にきちんと摂ることの大切さや、正しい箸の持ち方などについて保護者に伝え、生活習慣の確立に向けて家庭との連携に努めています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年齢や興味・関心に応じて、絵本、描画、造形、友達との見立て遊び、ごっこ遊びなどから子どもが自由に選択し、自主的・自発的に遊ぶことができる保育の環境設定に努めています。園庭はありませんが、近隣の公園や園の屋上など限られた環境の中でも進んで身体を動かし、豊かな遊びを展開できるように工夫しています。園の屋上ではタイヤ、鉄棒、平均台、すべり台や竹馬、縄跳びなどの遊具で遊び、夏場はプールも行います。5歳児については、毎月園外保育を実施し、公共の場でのふるまいを学んだり、身近な環境を感じられるように努めています。</p> <p>地域との交流では、農家の協力で農園で収穫体験を行ったり、勤労感謝の日には感謝の気持ちを込めて囑託医や近隣の店舗などに書道の時間に作成した手作りのカレンダーを配るなど多様な社会体験の機会を設けています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>0歳児は「担当制保育」を行い、毎日特定の保育者が一対一で食事、オムツ交換、着替えなどを同じ手順と方法で世話をすることで、生理的欲求を満たし、保育者に安心感を持てるように努めています。担当が休みの際は、副担当が保育を行います。同じ0歳児でも月齢により発達の状況も大きく異なるため、一人ひとりの発達過程や興味・関心に沿った遊びの環境設定や玩具の準備などに配慮しています。</p> <p>保護者とは保護者会や日々のやり取りを通じて情報共有を図り、職員も家庭での子どもの生活リズムや食事・排泄・睡眠の様子などを理解すると共に、保護者と共に発語や運動面の成長や発達の喜びを味わえる関係づくりに努めています。離乳食については栄養士と連携し、家庭での食事内容やアレルギーの有無を確認しながら無理なく進めています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳児未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1～3歳未満児は「担当制保育」を行っています。特定の保育者への安心感や信頼感の中で、食事・排泄・着脱など身の回りのことを自分でしようとする姿を見守り、出来ないところは必要な援助をし、出来た時は共に喜びます。保育者に見守られながら、玩具の使い方を覚えたり、友達とのごっこ遊びなども楽しめます。玩具の取り合いなど遊びの中でのトラブルの場面では、保育者が見守りつつ必要に応じて仲立ちし、力加減や接し方、簡単な遊びのルールを伝えています。</p> <p>探索活動が安全に行える様に、室内や戸外の危険箇所を職員間で共有し、事故防止に努めています。</p> <p>家族との連携では、保護者会や個人面談など様々な機会を通して信頼関係を築けるようにコミュニケーションを図っています。オムツからパンツへの移行の時期でもあり、不安を抱える保護者の気持ちを受け止めながら、園での様子や関わりを伝えるなど家庭との連携を図っています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年齢や発達に応じて色々な遊びに興味・関心をもち自主的・主体的に遊べたり、他児と協力しながら楽しんだり達成感を味わう活動などの環境設定に努め、玩具の種類や配置、子ども同士の関わりに配慮しています。異年齢の交流も大切にし、朝夕の園庭で年上の子どもは年下にルールを教えたりお世話をし、年下の子どもは年長児を真似ながら楽しく遊べる様に働きかけています。4、5歳児はダンスを習い、運動会や発表会での披露に向けて友達と協力して練習します。5歳児対象のナイトツアーでは買い物や夕飯づくりを通して友達と協力して成し遂げる喜びを知る経験としています。また、「わらべうた」を楽しんだり、「毎日体操」では、バランスをとりながら、つま先歩き、かかと歩き、走るなど、皆で楽しみながら身体を十分に動かしています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>障害特性に配慮し、段ボールで作成したパーテーションを配置し、落ち着ける狭い空間をつくっています。また日課の内容や場所の移動など、口頭では伝わりにくい指示は、絵カードなどを用いて視覚的に指示内容を示すなどの工夫をしています。各部屋にはソファを置き、くつろげるスペースも設けています。障害のある子どもについては個別支援計画を作成し、加配の職員を配置するなど、一人ひとりの発達や障害の状況に応じた保育を行っています。必要に応じて園医から助言を得たり、リハビリテーションセンターに巡回相談を依頼しています。また、発達障害児者の支援を専門とする民間機関の職員が、園の保育職員と一緒に保育を行い、助言を受けることができる事業も活用し、職員のスキルアップにつなげています。障害のある子どもの要配慮行動については、当該児童の保護者が保護者会の場で説明を行うなど、他の保護者との情報共有を図っています。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>指導計画には長時間保育に関する配慮事項として、不安になる子どもへの配慮、室内の温度管理、体調や伝達事項の管理などを記載しています。18時半頃までは年齢別保育を行い、以降は0歳・1歳・2歳、3・4・5歳に分かれ、更に順次合同にしていきます。この時間を安心して過ごせる様に、保育者を介しながら、年下の子どもは年上の子どもの遊びに興味を持ち遊び方を教えてもらったり、年上は年下の子の面倒を見るなど、異年齢児との関わりを楽しめる様に配慮しています。帰宅前には動的な遊びから静的な遊びに切り替えクールダウンをします。保護者からの希望により、補食も提供しています。保育職員間の引継ぎ事項は各部屋のホワイトボードやメモに記載するなどの方法で、正確な情報の伝達に努めています。保護者と担当者が情報共有等を図る必要がある場合は、担当が保護者の迎えを待つか、連絡帳を使用するなどの方法により行っています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小学校との連携については、「全体的な計画」や5歳児の「年間指導計画」に記載しています。5歳児には小学校の話をしたり、食事の時間に小学校の給食の時間を意識して食べる様に働きかけるなど、就学の期待が高まる様な関わりに努めています。近隣の小学校での交流では、1年生とペアになりゲームをしたり、校内見学などを行い、就学後の学校生活について見通しを持てる機会となっています。5歳児の担任は幼保小合同研修会で入学先の教員と意見交換を行うほか、気になることがあれば、文書や電話でも随時やりとりをしています。園のスポーツフェスタは近隣の小学校を借りて行います。「保育所児童保育要録」の作成、送付も行っています。保護者に向けては担任が5歳児の保護者全員を対象に個人面談を行い、保護者の不安を受け止め期待や見通しを持てるように努めています。保護者の協力の下、就学に向けた生活習慣の見直しも行っています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保健衛生マニュアル」に基づき子どもの健康管理を行い、「事業計画」や「年間指導計画」に健康管理に関する内容を記載しています。園長と看護師は子どもが登園後各クラスを巡回し、健康観察後に情報共有の上、看護師は結果を看護日誌に記録します。必要に応じて関係職員へは伝達ノート、アプリなどを用いて周知を図ります。子どもの体調変化等が発生時は、電話やアプリを用いて保護者に連絡します。</p> <p>保護者が入園時に提出する「児童票」は、半年毎に既往症や予防接種について再確認を依頼します。健康に関する方針・取組みの発信や、インフルエンザやRSウイルスなど感染症の注意喚起は、園の「ほけんだより」や随時のお知らせ掲示、アプリなどで行います。乳幼児突然死症候群(SIDS)については厚生労働省のチラシの配布や掲示のほか、別途お知らせを作成し、午睡中の安全確保のために、保護者にあおむけ寝の協力を依頼しました。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>嘱託医による健康診断については、0歳児は毎月、1歳児以上は年2回実施しています。歯科検診は年2回、眼科健診は4歳児のみ年1回行います。終了後は結果を児童票に記入するなど記録を残し、担当を通じて保護者に結果を伝えます。身体測定については毎月身長・体重の測定を行い、結果は「けんこうのきろく」やコドモンアプリに記録し保護者に渡します。</p> <p>健康診断や身体測定の結果から職員は子どもの発育や健康状態を把握し、嘱託医や看護師、栄養士と連携しながら保育や栄養管理に反映させています。5歳児への歯みがき指導や、3・4・5歳を対象に年1回「歯みがき集会」を行い、歯磨きの大切さを知る取組みも行っています。</p> <p>保護者に向けては、「ほけんだより」を作成し、健康管理についての情報提供に努めています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や「食物アレルギー未食対応マニュアル」に基づき対応しています。横浜市からはアレルギー担当と栄養士が派遣され相談可能です。</p> <p>アレルギーのある子どもの保護者面談は年3回以上実施し、担任と栄養士が同席します。年度毎に献立の予定食材を保護者に書面で示し、家庭では未食の食材を原則2回以上使用し、アレルギー反応の有無を確かめます。また医師が記載した「食物アレルギー生活管理表」等の提出や、半年毎の検査も求めます。</p> <p>アレルギー児の対応食はトレーや食器の色や柄を変え、誤食を避ける工夫をしています。アレルギー対応食の確認は、担任には前日と朝の送り方で、全職員への周知は伝達ノートで行っています。事故防止のため園周辺で物を食べたり他の親子との食べ物のやり取りを禁止し、注意喚起を図っています。</p> <p>アレルギーをテーマとする研修に保育士や調理職員を派遣しています。</p>		
A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」や「年間指導計画」、「月案」などに食育を位置づけ、一人ひとりの年齢や発達に応じた保育を行っています。食事場面では 0、1、2歳は1対1で担当者とのやりとりを楽しみ、幼児はテーブルクロスを掛けたテーブルを囲み、楽しい雰囲気の中で他児と食事をします。4、5歳児は自分の食べられる量を考え、自分で食事の盛り付けも行います。</p> <p>無理に食べさせるのではなく、食べられる量を把握しながら食への意欲や関心を高める関わりや環境を工夫しています。乳児は食物の絵本を読み聞かせたり、きのこをほぐす、竹の子の皮をむく、米をとぐなど食材に触れる経験を大切にします。幼児は、プランターで育てた野菜を収穫したり、ごっこ遊びの中で、魚屋、八百屋、シェフなどになり遊べる環境を用意します。</p> <p>保護者には毎月「給食だより」を発信し、バランスのよい食事、はしの持ち方、旬の食材等を紹介し、家庭と連携して食育を進めています。</p>		

【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>栄養士は食事の時間に各クラスを巡回しながら食事の様子を見たり、残食や検食簿の記載内容を確認し、一人ひとりの子どもの食事の状況を把握しています。離乳食については進み具合を保護者と栄養士で情報共有しながら進めています。栄養士は毎月開催される給食会議に出席し、献立や子どもの食事の状況などについて職員と情報共有し、意見交換の上、献立や調理の工夫に反映させています。献立は栄養バランスのほか季節や旬の素材、彩なども考慮し、行事食も取り入れています。</p> <p>衛生管理は「衛生管理マニュアル」に基づき行っています。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の意図や内容等について、保護者の理解を得るため、家庭との連携を進めています。保護者との連絡帳では、主に子どもの健康、午睡、食事、トイレでの排泄のことなどをこまめに伝えており、毎日の送迎の際にも声を交わし、情報共有しています。保育の内容等について入所前の個人面談や、年2回の保護者会の機会に丁寧に説明し、保護者の理解を得るようにしています。保護者が保育参加する機会を捉えて、保護者が保育の意図を理解したり、子どもの発達を共に考えることが出来るようにしています。保育士は、保護者との個人面談の内容を記録し、次の指導計画に反映できるようにしています。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎日の送迎の際には、積極的に保護者に声掛けをして、子どもの状況を伝え合うなどして保護者との信頼関係を築いています。担任の保育士は、保護者との信頼関係のなかで、相談しやすい雰囲気づくりをして、相談に応じるようにしています。相談内容によっては、先輩保育士、主任、園長などに相談して助言を受けたり、職員会議で意見交換や情報共有できる体制を整えています。保護者の保育参加の機会等に、保育所での保育の様子を見てもらうことが、保育所の特性を生かした保護者への支援になっていますので、積極的な保育参加を勧めています。日常の保育の様子を映像化して保護者に観てもらうことも育児支援として取り組んでいます。</p>		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの様子や保護者の状況を把握できる機会のある保育所として、個人面談や保育参加等の機会に育児相談をするなど育児に関する保護者支援に取り組んでいます。「危機管理マニュアル」に基づき、着替えやトイレ支援の時などに、肌を視認して虐待等の兆候や園でのケガをチェックしています。虐待等権利侵害の兆候を感じた時には、速やかに園長に報告したり職員会議で情報共有しています。区役所のケースワーカーや児童相談所とは、定期的に情報交換をするなど連携して虐待の予防、早期発見に努めています。虐待防止等権利侵害に関する職員研修は、採用時における法人の「導入研修」や保育所内の職員会議のなかで取り上げて実施しています。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士は、指導計画に基づく保育実践について、クラスごとに話し合っ振り返りを行っています。振り返りの内容については、指導計画の「週案」、「月案」、「年間計画」の自己評価欄に記載し次の計画に反映できるようにしています。各クラスのリーダーは、リーダー会議で話し合っ、保育所の「自己評価」としてまとめて、結果をエレベーターホールに掲示して保護者が閲覧できるようにしています。自己評価の項目は、「保育理念」「子どもの発達援助」「保護者に対する支援」等の大項目と細分化した小項目ごとに評価しており、クラスごとやリーダー会議での意見交換等により保育の改善や専門性の向上につなげています。</p>		